持続可能性に配慮した畜産物の調達基準　基準３　博覧会協会が認める認証スキームに関するチェックリスト

|  |  |
| --- | --- |
| 認証スキームの名称 |  |
| 対象品目 | 乳用牛、肉用牛、豚、肉用鶏、採卵鶏 |

　当方が所有・運営する認証スキームについてチェックした結果については以下のとおりです。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 番号 | 項目 | チェック | 根拠（該当規定） |
| １．共通項目 | １．農場管理の見える化 | 1. | 以下の最新情報を文書化している。（該当しないものは不要）①農場（農場名、所在地、連絡先）、②出荷する家畜・畜産物の品目及び商品（家畜、生乳、鶏卵）、③飼養・生産物取扱い工程、自給飼料生産工程、④畜舎/草地等（名称、畜種等、面積、収容頭羽数等）、⑤畜産物取扱い施設、⑥倉庫・保管庫、⑦外部委託先（名称、所在地、連絡先等）、⑧家畜排せつ物処理施設（施設名、床面積、処理方法） | □ |  |
| 2. | リスク評価に活用するため、少なくとも以下情報を記載した地図を作成している。①畜舎/草地等、②畜産物取扱い施設、③倉庫・保管庫、④廃棄物保管場所（家畜の死体、家畜の排せつ物処理施設を含む）、⑤生産工程で利用する水源、貯水場所、給水場所（自給飼料）、⑥農場周辺の畜産関連施設 | □ |  |
| 3. | 以下項目を含む生産計画を立て、文書化している。①品目ごとの生産見込量、②生産性等に関する目標 | □ |  |
| 4. | 農場管理の改善のために、各管理点で求めている記録について、以下に取り組んでいる。①過去2年以上の記録の保管、②2年を超える保管期限を法令または顧客に要求されている場合にはその要求に従った記録の保管、③必要な時にすぐに閲覧できる状態の維持 | □ |  |
| 5. | 農場への苦情や農場内での事故、ルール違反があった場合、以下の内容を記録している。①発生日、②記録日、③記録者、④苦情・事故・ルール違反の内容、⑤応急対応、⑥発生原因、⑦再発防止に向けた是正処置、⑧農場責任者による是正処置確認日 | □ |  |
| ２．経営者の責任 | 6. | 経営者は、少なくとも以下の責任者を文書化し、農場内に周知している。①経営者、②農場の責任者、③商品管理の責任者、④飼養管理の責任者、⑤動物用医薬品管理の責任者、⑥飼料管理の責任者、⑦家畜排せつ物処理の責任者、⑧労働安全の責任者、⑨労務管理の責任者 | □ |  |
| 7. | （１）経営者は、農場の責任者に農場管理に関する権限を与えている。 | □ |  |
| （２）農場の責任者は、担当する管理点の理解、基準文書に関する最新情報(改定等)の把握に取り組んでいる | □ |  |
| 8. | 経営者は、適切な農場管理を組織全体に定着させるために、農場管理の方針を文書化し、農場内に周知している。 | □ |  |
| 9. | 農場管理の改善のために、以下のことを年1回以上実施し、記録している。①全ての管理点についての自己点検、②自己点検の結果、不適合だった項目の改善 | □ |  |
| 10. | （１）農場管理の改善のために、経営者は、以下の情報から農場管理の仕組みを年1回以上見直し、必要に応じて該当する責任者へ改善を指示している。①自己点検結果、②商品の苦情情報、③外部審査の結果、④苦情・事故・ルール違反情報、⑤管理点と適用範囲の変更点 | □ |  |
| （２）経営者は、上記（１）の見直し結果および該当する責任者への改善指示を記録している。 | □ |  |
| （３）経営者は、食品安全・家畜衛生・労働安全・環境保全・人権の尊重・アニマルウェルフェアについて農場全体での意識の醸成を図っている。 | □ |  |
| 11. | 知的財産を保護するために、以下に取り組んでいる。①他人の知的財産を侵害しないこと、②自分の知的財産となる開発した技術・品種、商標等がある場合、それらの活用（権利化、秘匿、公開） | □ |  |
| ３．人権の尊重と労務管理 | 12. | （１）上記2.6.で定めた労務管理の責任者は、農場内部の職場環境・福祉・労働条件管理の業務を統括している。 | □ |  |
| （２）労務管理の責任者は、以下に取り組んでいる。①担当する管理点の理解、最新の管理点と適用範囲②人権の尊重および労務管理に関する知識の向上 | □ |  |
| 13. | 労働者の人権に配慮した適切な労務管理のために、以下に取り組んでいる。①次の事項が記載された労働者名簿の整備：氏名、生年月日、履歴、性別、住所、 従事する業務の種類（労働者数常時30人未満の事業所は不要）、雇入年月日、退職の年月日およびその事由(解雇の場合はその理由)、死亡の年月日およびその原因、②守秘義務を遵守した個人情報の管理、③外国人労働者を採用する場合、在留許可があり就労可能であることの確認、④法令に準拠した年少者の雇用 | □ |  |
| 14. | （１）使用者は、労働者に対して、就労前に以下に示す労働条件を文書で示している。①従事する業務内容と就業する場所、②労働する期間、期間が限定される場合には雇用契約の更新に関する事項、③労働する時間、休憩時間、休日、④賃金とその支払方法および支払い時期、⑤退職に関する事項（雇用の解除に関する権利、解雇の条件等） | □ |  |
| （２）外国人労働者の場合には、労働者が理解できる言語で労働条件を文書で示している。 | □ |  |
| 15. | 労働者の人権に配慮した労務条件を確保するために、以下に取り組んでいる。①労働者の労働時間、休日、休憩は法令を遵守すること、②労働者の賃金は、法令で定められた最低賃金を下回らないこと、③深夜労働・時間外労働・休日労働の割増賃金は法令を遵守すること、④労働者の賃金は、上記14.（２）で定めた労働条件に従った一定期日での支払い、⑤賃金から不当または過剰に控除していないこと | □ |  |
| 16. | 労働者の人権を確保するために、以下のことが起きないような対策を実施している。①人身売買、奴隷労働および囚人労働を利用した労働力の確保、②労働者に対して、暴行、脅迫、監禁その他精神または身体の自由を不当に拘束する手段による労働者の意思に反した労働の強制、③労働者の移動の自由の制限、④労働者の身分証明書、入国管理書類、労働許可証、渡航文書などの個人的な書類や貴重な所持品の没収あるいは保管 | □ |  |
| 17. | 労働者の労働条件・労働環境の改善を図るために、以下に取り組んでいる。①使用者と労働者との間で、年1回以上、労働条件、労働環境、労働安全等について労働者が意見を伝えやすい環境を整えて意見交換を実施し、実施内容を記録すること、②使用者と労働組合または労働者の代表者との間で自由な団体交渉権が認められており、締結した協約または協定がある場合にはそれに従っていること | □ |  |
| 18. | 労働者の公正な扱いのために、雇用や昇進・昇給の決定は、対象となる業務を遂行する能力の有無やレベルだけを判断材料とし、人種、民族、国籍、宗教、性別によって判断していない。 | □ |  |
| ４．教育訓練・入場者への注意喚起 | 19. | 作業者が農場のルールを把握し、作業に必要な力量を身に着けるために、上記2.6.で定めた各責任者は、それぞれの担当分野の教育訓練について、以下に取り組んでいる。①農場のルールに則した内容の教育訓練、②作業者に外国人がいる場合には、その作業者が理解できる言葉や表現（絵等）を用いた教育訓練、③作業者の役割と責任の周知、④責任者による農場のルールを遵守していることの日常的な確認、⑤上記①②について、次の情報を含む教育訓練の記録：実施日、参加者、教育訓練の内容、 教育訓練に使用した資料 | □ |  |
| 20. | 法令により、資格の保有または講習等の受講が義務付けられている作業を担当する作業者は、必要な講習等の受講や試験に合格していることを証明できる。 | □ |  |
| 21. | （１）以下について入場者が守るべき農場のルールを文書化し、入場者に注意を喚起している。①けが・事故防止、②食品安全・家畜衛生・アニマルウェルフェア、③環境への配慮 | □ |  |
| （２）入場者に外国人がいる場合には、その入場者が理解できる言葉や表現（絵等）でルールを伝えている。 | □ |  |
| ５．外部組織の管理 | 22. | 外部委託先と以下の内容について合意を得ており、文書化している。①合意した日付、②合意した者の名称（農場および外部委託先双方の名称、代表者氏名、所在地）、③外部委託する作業の範囲、④外部委託する作業について食品安全・家畜衛生・ アニマルウェルフェア・労働安全に関する農場が定めたルール、⑤上記④について農場が定めたルールに従うこと、⑥合意内容に違反した場合の対応、⑦外部から審査を受ける可能性があること、および不適合がある場合には是正処置を求める可能性があること | □ |  |
| 23. | 外部委託先に対し、外部委託する業務について、食品安全・家畜衛生・ アニマルウェルフェア・労働安全に関する農場が定めたルールの適合状況を、年1回以上点検し、以下を記録している。①外部委託先の名称、②確認の実施日、③確認者の名前、④不適合事項、⑤是正処置などの対応 | □ |  |
| ６．商品管理 | 24. | （１）上記2.6.で定めた商品管理の責任者は、以下の業務を統括している。①商品の種類・規格の管理（品目・品種・飼養管理等）、②数量・重量を含む商品仕様、③トレーサビリティの管理、④商品の安全や品質の確保、⑤商品に関する苦情・異常および商品の回収への対応 | □ |  |
|  | （２）商品管理の責任者は、以下に取り組んでいる。①担当する管理点の理解、最新の管理点と適合範囲に関する情報の把握、②商品管理に関する知識の向上 | □ |  |
| 25. | （１）出荷した生産物から以下の記録を確認できるトレーサビリティの仕組みがある。①農場、②品目、③出荷先、④出荷日、⑤出荷数量、⑥家畜の識別記録、⑦出生日または導入日・導入元、⑧給与した飼料、⑨治療・投薬の記録 | □ |  |
| （２）上記（１）のトレーサビリティの仕組みを年１回以上確認し（トレーステスト）、必要に応じて仕組みを見直している。 | □ |  |
| 26. | （１）商品に関する苦情・異常への適切な対応および再発防止のために、以下の項目を含む対応手順を文書化している。①商品の苦情・異常の発生状況の把握、②商品管理の責任者への連絡・報告（影響を及ぼす範囲の把握を含む）、③応急対応（影響がある出荷先および関係機関への連絡・相談・公表、不適合品の処置等を含む）、④原因追及、⑤再発防止に向けた是正処置、⑥法令違反があった場合の関係機関への報告 | □ |  |
| （２）文書化した手順は、年１回以上、見直している。 | □ |  |
| 27. | （１）商品に関する苦情・異常が発生した場合、上記26.（２）の手順に従って対応したことを記録している。 | □ |  |
| （２）記録には、苦情・異常の発生日（連絡日）、記録日、記録者、商品管理の責任者による確認日を記載している。 | □ |  |
| ７．生産工程におけるリスク管理 | 28. | 下記30.のリスク評価の参考とするために、認証の対象となる生産物について、後工程（出荷先、加工工程）での取扱いを想定して食品安全に留意すべき点を説明できる。 | □ |  |
| 29. | （１）生産物ごと、または類似するグループごとに以下を文書化している。①作業工程、②工程で使用する主要な資源（導入家畜、水、飼料、敷料、動物用医薬品、設備・機械、運搬車両、資材、掃除道具、工具等） | □ |  |
| （２）各工程が、現状と合っているか現場で確認している。 | □ |  |
| 30. | 上記29.で文書化した各工程について、以下に取り組んでいる。①食品安全および家畜衛生に関するリスクを抽出して重要性を評価し、リスクを予防・低減するための対策の文書化、②現場の状況が反映されていることを確実にするために、責任者と作業者による共同での実施 | □ |  |
| 31. | 該当する場合、上記30.のリスク評価には以下を必ず評価の対象としている。・食品安全リスク：①畜産物への病原微生物の汚染、②抗菌性物質・農薬など化学物質の残留、③注射針の残留、異物混入・家畜衛生リスク：①病原微生物の侵入・感染、②殺虫剤・殺鼠剤・消毒薬・農薬など化学物質の誤食、③飼料（放牧地含む）への有毒植物の混入、④不適切な設備等による負傷 | □ |  |
| 32. | 放射性物質により汚染された生産物を出荷しないために、以下に取り組んでいる。①認証の対象品目に対して、農場がある地域に関する法令・行政機関からの　 指示の有無の確認、②指示がある場合は、指示に基づく対応 | □ |  |
| 33. | （１）上記30.で文書化したリスクを予防・低減するための対策について、責任者による作業者への対策の教育訓練を行い、対策を実施している（新人の配置および対策・ルール変更時には必ず実施すること）。 | □ |  |
| （２）上記30.で重要性が高いと評価したリスクについて、対策を強化するために以下に取り組んでいる。①作業者が理解できる具体的なルールの文書化（図、映像を含む）、②責任者による作業者へのルールの教育訓練および実施（新人の配置および対策・ルール変更時には必ず実施すること）、③責任者による遵守状況の定期的な確認とその記録 | □ |  |
| 34. | 上記29、30、33.で文書化したリスク評価・対策・ルールについて、以下を実施したことを記録している。①年1回以上、および工程の変更や新たなリスクが確認された場合、リスク評価の見直し、②リスク評価の見直しに合わせ、必要に応じて対策とルールの見直し、③有効性を高めるために、責任者と作業者による共同での見直し | □ |  |
| ８．作業者および入場者の衛生管理 | 35. | 作業者・生産物の衛生管理のために、以下に取り組んでいる。①健康状態に異常（下痢、おう吐、発熱、黄疸等の症状）のある作業者および入場者を把握するための手順の文書化と実施、②上記①の症状のある者には、生産物に触れるエリアへ立入・従事を禁止、または対策をした上で立入・従事の許可、③上記①の症状のある者への健康管理に関する十分な対応、④健康状態に異常がない他の作業者および入場者への感染予防措置の実施 | □ |  |
| 36. | 作業者・生産物の衛生管理のために、以下の項目について衛生管理に関する必要なルールを文書化し、作業者および入場者に周知し、実施させている。①作業着、帽子、マスク、靴、手袋等の装着、②手洗いの手順、消毒、爪の手入れ、③喫煙、飲食、痰や唾の処理および咳やくしゃみ等の個人の行動、④トイレの利用、⑤生産物への接触、⑥身の回り品の取扱い | □ |  |
| 37. | 作業者が必要時に手洗い設備を利用でき、手洗いによる衛生を確保するために、以下に取り組んでいる。①トイレおよび作業現場近くに、衛生的な水を使った手洗いが可能な手洗い設備の設置、②手洗い設備の衛生的な管理（清掃・メンテナンス）、③手洗いに必要な洗浄剤・手拭・消毒等の備品の設置 | □ |  |
| 38. | 作業者が必要時にトイレを利用でき、トイレの汚れによる使用者および環境への汚染防止のために、以下に取り組んでいる。①作業現場近くに、作業者に対し十分な数のトイレの確保、②トイレの定期的な清掃、③トイレの衛生面に影響する破損の補修、④トイレの汚物・汚水の適切な処理 | □ |  |
| 39. | 喫煙・飲食をする場所を特定し、生産物への影響や火災がないように対策を実施している | □ |  |
| ９．労働安全管理および事故発生時の対応 | 40. | （１）上記2.6.で定めた労働安全の責任者は、作業中のけが、事故の発生を抑制する業務を統括している。 | □ |  |
| （２）労働安全の責任者は、以下に取り組んでいる。①担当する管理点の理解、最新の管理点と適合範囲に関する情報の把握、②労働安全に関する知識の向上、③設備・機械の安全な使用方法の情報の入手および理解、④農場内に応急手当をできる者を配置し、その者が5年以内に応急手当の訓練を受けていることが証明できること | □ |  |
| 41. | 事故を防ぐために、労働安全の責任者は以下に取り組んでいる。①少なくとも以下を含む年1回以上の労働安全に関するリスク評価の実施および事故やけがを防止する対策の文書化＜家畜との接触を伴う作業、機械設備（バーンクリーナーなど）の使用、トラクター、農用運搬車の使用（乗用型の場合は、公道での走行、積み降ろしおよび傾斜地や段差での使用、巻き込まれを含む）、草刈機（刈払機）（斜面・法面での使用を含む）、高所作業（脚立等の使用を含む）、暑熱環境下の作業（熱中症対策）、自分の農場および同業者で発生した事故・けが・ヒヤリハットの情報＞、②上記①で立てた対策の周知および実施（新人の配置および対策の変更時には必ず行うこと）、③施設および作業内容に変更があった場合、リスク評価とその対策の見直し、④上記①のリスク評価と対策および上記③の見直しは、有効性を高めるために作業者と共同での実施 | □ |  |
| 42. | 危険を伴う作業は安全を確保するために、以下を満たした作業者が担当している。①安全のための充分な教育・訓練を受けた者（上記4.19.）、②法令で要求されている場合には、労働安全に関しての公的な資格または講習等を修了している者（上記4.20.）、③酒気帯び者、作業に支障のある薬剤の服用者、病人、妊婦、年少者以外の者、④作業内容に応じた心身機能や能力を有した者、⑤安全を確保するための適切な服装・保護具を着用した者 | □ |  |
| 43. | 事故・火災に素早く対応し影響を最小限にとどめるために、以下に取り組んでいる。①事故・火災の対応手順および連絡網の文書化と作業者への周知、②清潔な水および救急箱の用意（救急箱の中身は上記41.でリスク評価した結果、必要と判断したもの） | □ |  |
| 44. | 事故防止のために、以下に取り組んでいる。①設備・機械の取扱説明書やメーカーの指導に従った使用、②安全性を損なう改造の禁止、③購入時には設備・機械の安全性の評価を行い、より安全に配慮した機種の選択、④シートベルトや安全フレームなど安全装置がある機械は安全装置を有効にした使用（着装等）、⑤作業機械を装着・牽引したトラクターの灯火器類設置等、法令に従った公道走行、⑥設備・機械の使用前点検 | □ |  |
| 45. | 労働災害に対する備えのために、法令において労働災害の補償に関する保険が存在し、農場が強制加入の条件に相当する場合には、その保険に加入している。 | □ |  |
| １０．設備・機械等の管理 | 46. | （１）生産物の汚染や事故を防ぐために、使用している設備・機械および運搬車両について、以下に取り組んでいる。①使用している設備・機械（動力の付いた機械）および運搬車両のリストの文書化、②リストへの設備・機械および運搬車両に使用する電気、燃料等の記載、③必要な点検・整備・清掃・洗浄・消毒の適期実施と記録（保守・点検作業が食品安全を損なってはならない）、④外部の整備サービスを利用している場合は、整備伝票等の保管、⑤家畜衛生、食品安全、労働安全および盗難防止に配慮した保管  | □ |  |
| （２）購入や整備サービスは信頼できる業者を選んでおり、選定理由を説明できる | □ |  |
| 47. | 生産物への汚染を低減させるために、生産工程で使用する設備・機械、生産物保管容器の掃除道具および洗浄剤や消毒剤について、以下に取り組んでいる。①食品安全および家畜の健康に問題がなく、意図した用途に適していること、②使用後、所定の場所に衛生的に保管すること、③掃除道具は、その他の掃除道具と分けて使用し、保管すること、④掃除道具の劣化・損傷等を定期的に点検し、必要に応じて交換すること、⑤洗浄剤や消毒剤は、使用期限内または有効期限内であること | □ |  |
| 48. | 事故防止や生産物への汚染を防ぐために、動物用医薬品以外の毒物・劇物および農薬がある場合、以下に取り組んでいる。①他のものと区分し、施錠された場所への保管、②毒物・劇物の場合は、毒物・劇物の識別表示 | □ |  |
| １１．エネルギー等の管理、地球温暖化防止 | 49. | 火災・爆発の発生、流出による環境汚染を防ぐために、燃料・オイル類の保管・給油について、以下に取り組んでいる。①火気厳禁とし、必要に応じて警告表示の設置、②内容物に適した容器の使用、③初期消火に有効な場所に使用期限内の消火器を設置、④燃料もれ対策の実施、⑤引火防止対策の実施（静電気対策、高温による吹き出し・気化防止） | □ |  |
| 50. | 温室効果ガス削減対策のために、以下に取り組んでいる。①電気、ガス、重油、ガソリン、軽油、灯油等のエネルギー使用量の把握、②施設、機械の省エネルギーのための計画の文書化および実施 | □ |  |
| １２．廃棄物の管理および資源の有効利用 | 51. | 廃棄物の適正処理、温室効果ガス削減対策のために、生産工程で発生する廃棄物について、以下に取り組んでいる。①環境を汚染しない方法での保管、②法令、行政の指導に則した処理方法の文書化および実施、③削減のための努力 | □ |  |
| 52. | 農場内が整理・整頓・清掃されており、廃棄物の散乱がない。 | □ |  |
| １３．周辺環境・生物多様性への配慮 | 53. | 周辺環境への配慮のために、以下に取り組んでいる。①周辺住民等に対する騒音、振動、悪臭、虫害、煙・埃・有害物質の飛散・流出等の影響の把握と対策の実施、②農業用機械が公道に出る場合の十分な安全確認、公道での泥・土塊の落下防止 | □ |  |
| 54. | 鳥獣被害対策を行う場合は、生物多様性に配慮している。 | □ |  |
| ２．畜産専用項目 | １．家畜の飼養管理 | 55 | （１）上記1.2.6.で定めた飼養管理の責任者は、家畜衛生およびアニマルウェルフェアに関する業務を統括している。 | □ |  |
| （２）飼養管理の責任者は、以下に取り組んでいる。①担当する管理点の理解、最新の管理点と適合範囲に関する情報の把握、②家畜衛生およびアニマルウェルフェアに関する知識の向上、③農場の作業者および入場者（外部委託先を含む）への家畜衛生・アニマルウェルフェアに関する周知 | □ |  |
| 56. | 家畜の伝染性疾病の発生予防とまん延防止のために、以下の内容を記録している。①年1回以上、飼養衛生管理基準の実施状況の確認、②獣医師や家畜保健衛生所からの飼養衛生管理基準に基づく指導内容および改善内容 | □ |  |
| 57. | 家畜の健康状態に異状を発見した際の対応手順を文書化し、作業者へ周知している。 | □ |  |
| 58. | 家畜を快適な環境で飼養するために、以下に取り組んでいる。①「国際獣疫事務局の陸生動物衛生規約におけるアニマルウェルフェアの国際基準を踏まえた家畜の飼養管理の推進について」（令和５年７月26日付け５畜産第1062号農林水産省畜産局長通知）に基づく、畜種ごとの飼養管理等に関する技術的な指針に沿った飼養環境の改善、②上記①の実施状況の年１回以上の確認と記録、③上記②で問題があった項目については、改善計画とその結果の記録 | □ |  |
| 59. | 獣医師の指示下で治療を行っても回復の見込みがないなどの理由により、安楽死を決定した場合、「家畜の農場内における安楽死に関する技術的な指針」（令和５年７月26日付け５畜産第1070号）に沿った対応に取り組んでいる。 | □ |  |
| 60. | 家畜の輸送時に不要な苦痛・ストレスを与えないように、以下に取り組んでいる。①「家畜の輸送に関する技術的な指針」（令和５年７月26日付け５畜産第1069号）に沿った対応、②上記①の実施状況の年1回以上の確認と記録、③上記②で問題があった項目については、改善計画とその結果の記録 | □ |  |
| 61. | 放牧地の環境について、少なくとも以下に取り組んでいる。①家畜の食用に適した植物が十分にあることの確認、②家畜の飲用に適した水を十分に飲める状態にあることの確認、③家畜にとって危険な地形ではないことの確認、④放牧地およびその周辺の家畜に危害を与える動植物の把握と必要な対策の実施 | □ |  |
| ２．家畜排せつ物の管理 | 62. | （１）上記1.2.6.で定めた家畜排せつ物処理の責任者は、家畜排せつ物の堆肥化等による処理、堆肥の保管の業務を統括している。 | □ |  |
| （２）家畜排せつ物処理の責任者は、以下に取り組んでいる。①担当する管理点の理解、最新の管理点と適合範囲に関する情報の把握、②家畜排せつ物の堆肥化等に関する知識の向上 | □ |  |
| 63. | 家畜排せつ物を適切に管理し、周辺環境への排せつ物による汚染を防ぐために、以下に取り組んでいる。①堆肥や固形状の家畜排せつ物は、雨風で土中や施設外に流出しないように、床を不浸透性材料※１にし、適切な覆い※２や側壁を設置して保管・管理すること、②液状の家畜排せつ物は、不浸透性材料※１で作られた貯留槽で保管・管理すること、③定期的に家畜排せつ物の管理施設を点検し、施設や設備が破損しているときは早急に修理すること、④年間に発生する家畜排せつ物の量を把握し、記録すること※１ 不浸透性材料：コンクリートや防水シート等汚水が浸透しないもの※２ 適切な覆い：屋根の設置や防水シートなどで覆うこと | □ |  |
| ３．動物用医薬品の管理 | 64. | （１）上記1.2.6.で定めた動物用医薬品管理の責任者は、動物用医薬品の取扱い・管理の業務を統括している。 | □ |  |
| （２）動物用医薬品管理の責任者は、以下に取り組んでいる。①担当する管理点の理解、最新の管理点と適用範囲に関する情報の把握、②動物用医薬品に関する知識の向上、③動物用医薬品の適切な使用および管理 | □ |  |
| 65. | 獣医師の指示・処方の下で動物用医薬品を使用しており、以下を記録している。①使用した動物用医薬品の名称と使用日または使用期間、②指示・処方を行った獣医師の氏名およびその内容、③対象の個体/群 | □ |  |
| 66. | 薬剤耐性対策のために、効果的なワクチンプログラムや衛生管理の徹底により感染症の発生予防に努め、獣医師の指導の下に抗菌性物質の使用低減に取り組んでいる。 | □ |  |
| 67. | 薬剤耐性対策のために、農林水産省が第二次選択薬と位置付けた抗菌性物質は、獣医師の指示に基づき第一次選択薬が無効な症例に限り使用している。 | □ |  |
| 68. | 動物用医薬品本来の薬効の確保や、誤使用を防ぐために、以下に取り組んでいる。①容器・包装の表示や添付文書の記載どおりに保管すること、②有効期間、使用期限を定期的に確認すること、③期限切れの医薬品は区別して管理すること、④動物用医薬品の在庫管理を実施し、記録すること、⑤劇毒薬は、識別表示のうえ他のものと区分し、施錠された場所へ保管すること | □ |  |
| 69. | 畜産物や食肉に動物用医薬品が残留することを防ぐために、以下に取り組んでいる。①休薬期間中の家畜の識別、②出荷選定時に休薬期間中ではないことの確認※ 休薬期間には、使用禁止期間、出荷制限期間、ワクチンの使用制限期間が含まれる。 | □ |  |
| 70. | 畜産物や食肉に動物用医薬品が残留することを防ぐために、休薬期間中の家畜を他農場に出荷する場合は、書面により休薬期間やワクチン接種の情報を伝達している。 | □ |  |
| 71. | 食肉への注射針残留を防ぐために、以下に取り組んでいる。①注射針の使用記録と在庫管理の記録により、注射針残留（可能性を含む）に気づく仕組みがあること、②注射針が残留した（可能性を含む）家畜の識別と記録、③家畜の出荷選定時に、注射針残留（可能性を含む）の有無の確認、④注射針が残留した（可能性を含む）家畜を出荷する場合、出荷先への情報伝達の仕組みがあること | □ |  |
| ４．水の管理 | 72. | 家畜の飲用に適した水を給与するために、以下に取り組んでいる。①給与する水の水源や貯水場所の把握、②水道水以外を使用する場合は、年1回以上リスク評価をし、必要に応じて水質検査や消毒などの適切な対策を実施し、その結果を記録すること | □ |  |
| 73. | 畜産物の食品安全のために、以下に取り組んでいる。①畜産物に直接触れる水または触れる箇所の洗浄水の水源や貯水場所の把握、②上記①で水道水以外を使用している場合は、年1回以上リスク評価をし、水が畜産物の汚染源とならないように必要な対策を実施し、その結果を記録すること | □ |  |
| 74. | 排水による環境汚染を防ぐために、以下に取り組んでいる。①生産工程で利用した水は、環境を汚染しない方法で、適切に処理・排水すること、②地域に適用される法令がある場合は、遵守すること | □ |  |
| ５．精液・受精卵・導入家畜の管理 | 75. | リスク評価やトレーサビリティ確保のため、精液・受精卵・家畜を導入した場合、少なくとも以下が記載された導入記録（納品書・伝票・証明書など）を保管している。①導入元、②品名、③品種、④数量 | □ |  |
| 76. | トレーサビリティ確保のために、以下に取り組んでいる。①適切な精液等の保管管理、②交配時の系統を明確にし、交配以降の個体または群を識別する対策をすること、③交配、出産の記録 | □ |  |
| ６．飼料の管理 | 77. | （１）上記1.2.6.で定めた飼料管理の責任者は、飼料の選択・設計・調達・保管および自給飼料生産の業務を統括している。 | □ |  |
| （２）飼料管理の責任者は、以下に取り組んでいる。①担当する管理点の理解、最新の管理点と適合範囲に関する情報の把握、②家畜栄養に関する知識の向上 | □ |  |
| 78. | 家畜に安全な飼料を給与するために、以下に取り組んでいる。①飼料安全法に基づき都道府県へ届出を行っている供給業者から、飼料を調達すること、②上記①の飼料の受入記録から、少なくとも調達先、飼料の名称、調達量、調達年月日、飼料添加物の成分規格が確認できること、③上記①に該当しない飼料については、原材料（自給飼料を含む）の由来、栽培・製造工程における管理方法または検査結果を把握し、家畜衛生および食品安全に危害が及ばないことを確認すること、④飼料の給与時に、飼料に異常がないことを確認すること | □ |  |
| 79. | 品質の劣化や病原微生物による汚染、抗菌性物質の意図しない混入を防ぐために、以下に取り組んでいる。①定期的に品質の劣化、カビの発生の有無の点検、②飼料保管庫に野生動物が侵入しない、または、排せつ物が混入しない対策、③抗菌性物質無添加の飼料に、抗菌性物質を添加した飼料が混入しない対策 | □ |  |
| 80. | 食品残さ等を利用して製造された飼料は、「食品循環資源利用飼料の安全確保のためのガイドライン」に基づき、安全確保に取り組んでいる。 | □ |  |
| 7．敷料の管理 | 81. | 家畜に安全な敷料を使用するために、以下に取り組んでいる。①敷料の産地、原材料などから安全性の確認、②外観、色および品質の確認、③異物の混入がないことの確認、④カビの発生がないことの確認 | □ |  |
| 82. | 家畜の健康と快適性のために、家畜の排せつ物による汚染状況に応じて、適宜、敷料を交換している。 | □ |  |
| ８．識別管理 | 83. | 家畜を、個体もしくは群/畜舎で識別管理している。※ 牛は、個体識別番号により個体を識別管理すること。 | □ |  |
| 84. | （１）最低継続飼養期間（21日間）を保証するため、導入した日の翌日から起算して２１日間以上継続して飼養したことを記録している。（生乳・鶏卵を除く） | □ |  |
| （２）事故・病気によりやむを得ず21日間経過せずに出荷した場合は、認証されていない家畜として出荷している。 | □ |  |
| ３．生乳専用項目 | 85. | 生乳への汚染を防止するために、以下に取り組んでいる。①生乳処理施設は整理・清掃されていて、水はけが良い状態を維持すること、②生乳処理施設への動物（鳥、ネコ、ネズミなど）の侵入防止対策、③ネズミなどの有害生物を駆除する場合は、生乳に薬剤の影響が及ばない方法で実施すること | □ |  |
| 86. | 搾乳装置（搾乳器具、搾乳ロボットを含む）・バルククーラーについて、以下に取り組んでいる。①取扱説明書やメーカーの指示に従った洗浄・殺菌、②取扱説明書やメーカーの指示に従った定期的な点検・整備の実施と記録 | □ |  |
| 87. | 生乳の温度を適切に管理するために、以下に取り組んでいる。①バルククーラー内の乳温が農場で定めた温度であることを、1日に２回以上確認し、記録すること、②上記①の温度は、取引先との取り決めがない場合は、４℃±１℃とすること、③異常値が認められた場合の対応手順を文書化すること、④バルククーラーの温度表示、温度計を定期的に点検し、精度に問題ないことを確認した記録があること | □ |  |
| 88. | 人から生乳への汚染を防止するために、搾乳作業時は、以下に取り組んでいる。①搾乳作業前後に、手指の洗浄や消毒を実施すること、②手指に傷がある場合、傷口を覆い手袋を着用するなど、生乳を汚染しない対策を実施すること | □ |  |
| 89. | 以下に該当する生乳を出荷しないために、対応手順を文書化し、作業者に周知している。①休薬期間中、②分娩後5日以内、③乳房炎、④血乳、⑤前搾りで異常が見られた場合など食品として不適合な乳 | □ |  |
| ４．鶏卵専用項目 | 90. | 鶏卵への汚染を防止するために、鶏卵を保管する場所がある場合は、以下に取り組んでいる。①鶏卵保管場所の整理・清掃、②鶏卵保管場所への動物（鳥、ネコ、ネズミなど）の侵入防止対策、③ネズミなどの有害生物を駆除する場合は、鶏卵に薬剤の影響が及ばない方法で実施すること | □ |  |
| 91. | 作業者から鶏卵への汚染を防止するために、手作業で集卵する場合は、集卵前後に手指の消毒を行うか、使い捨ての手袋を使用している。 | □ |  |
| 92. | 食品として不適合な卵（ヒビ、破損、腐敗、カビの発生、重度の汚れなどが見られる卵）の出荷防止や他の卵への汚染を防止するために、食品として不適合な卵を発見した場合の対応手順を文書化し、作業者に周知している。 | □ |  |
| 5．自給飼料専用項目 | １．草地等の立地に関する管理 | 93. | （１）新規草地等の使用を判断する際に、以下の内容を検討している。 ①土、水など自給飼料に対する土地の安全性、②労働安全、③汚染物質の流入や農薬のドリフト被害など、周辺環境の影響、④自然保護地域の開発規制 | □ |  |
| （２）上記（１）の検討の結果を記録している。 | □ |  |
| 94. | 管理点F1.1の検討の結果、問題があり改善を行った場合は、改善の内容とその結果を記録している。 | □ |  |
| 95. | （１）草地等は、周辺からの汚染物質による影響がない場所に立地している。 | □ |  |
| （２）汚染物質・有毒植物による影響が考えられる場合には対策をし、結果を記録している。 | □ |  |
| 96. | ドリフト対策のために、以下に取り組んでいる。①自農場の草地等を含む周辺で栽培されている作物を把握し、そこからの農薬のドリフトの危険性について認識すること、②周辺の生産者とコミュニケーションをとることなどにより、周辺地からのドリフト対策を行うこと | □ |  |
| ２．種苗の管理 | 97. | 種苗の安全性を確認するために、以下に取り組んでいる。①種苗を購入した場合、次の情報を含む証明書等の保管または記録＜品種名、生産地、販売者、使用農薬の成分と使用回数（種子消毒に使用した農薬すべて）＞、② 自家増殖の場合、採取した種苗の草地等の記録、③行政による検疫対象の種苗の場合、検査に合格していることの確認 | □ |  |
| 98. | 播種について、以下を記録している。①種苗の名称・播種および定植の方法（機械の特定を含む）、②播種・定植日、③草地等の名称、④播種量または播種密度（苗の場合、栽植密度） | □ |  |
| ３．農薬・肥料等の管理 | 99. | 飼料作物への農薬残留や作業者への健康被害を防ぐために、以下に取り組んでいる。①使用予定の農薬が、国が認めた農薬であることの確認、②農薬容器等の表示内容に従った農薬の使用、③農薬使用前の防除器具の十分な点検、使用後の十分な洗浄、④農薬使用時は、容器等の表示内容に従った適切な保護具の着用 | □ |  |
| 100. | 農薬の保管について、以下に取り組んでいる。①施錠した農薬保管庫での保管、②立ち入り可能な農薬保管庫の場合、通気性の確保、③毒物・劇物は、それらを警告する表示をして、他の農薬と明確に区分した保管、④購入時の容器のままでの保管、⑤使用禁止農薬、登録失効農薬、最終有効年月を過ぎた農薬は、区分して管理、⑥使いかけの農薬は封をして保管、⑦転倒、落下、流出防止対策、⑧農薬もれに備えて、こぼれた農薬を処理するための農薬専用の道具の用意、⑨農薬が生産物や他の資材に付着しない対策 | □ |  |
| 101. | 使用する肥料等の安全性の確保、土壌・飼料作物の汚染防止のために、以下に取り組んでいる。①肥料等に含まれる放射性物質が国の基準を超えていないことの確認、②普通肥料以外の肥料等は、原材料（採取地等の由来を含む）、製造工程または検査結果を把握することにより、飼料に危害を及ぼす要因がないことの確認、③堆肥は、適切な発酵期間、発酵温度の維持による雑草種子・病原微生物の殺滅対策の実施 | □ |  |
| 102. | 肥料等の品質劣化、火災を防ぐために、袋詰めの肥料等の保管場所は、以下を満たしている。①覆いがあり、肥料等が日光、霜、雨、外部から流入する水の影響を受けないこと、②きれいに清掃されており、ごみやこぼれた肥料等がないこと、③発熱・発火・爆発の恐れがある肥料等（硝酸アンモニウム、硝酸カリ、硝酸カルシウム、硫黄粉末、生石灰）を保管している場合は、肥料等の販売店・メーカーに保管方法を確認し、その指導に従って保管すること | □ |  |
| ４．環境保全を主とする取り組み | 103. | （１）農薬の使用を増やさないために、病害虫発生予察情報の活用や周辺のこまめな草刈りなどを実施している。 | □ |  |
| （２）自分の隣接圃場を含む周辺地への農薬のドリフトを防ぐ対策をしている。 | □ |  |
| （３）地下水・河川等の水系へ農薬・農薬残液・洗浄水の流出を防ぐ対策をしている。 | □ |  |
| 104. | 過剰な施肥による地下水汚染を防ぐために、必要に応じて土壌診断を行い、肥料等の適正な施用や、都道府県の施肥基準等に即した施肥を実施している。 | □ |  |
| 105 | 外来種の種子を使用する場合、周辺環境に影響を与えないように取り組んでいる | □ |  |
| ５．飼料生産工程の情報管理 | 106. | 農薬の適正使用を確認するために、農薬の使用について、以下を記録している。①使用日、②使用場所、③対象飼料作物名、④使用した農薬の名称、⑤希釈倍数が指定されている場合は、希釈倍数と散布液量、⑥使用量が指定されている場合は、10a当たりの使用量 | □ |  |
| 107. | 肥料等の適正使用を確認するために、肥料等の使用について、以下を記録している。①使用日、②使用場所、③使用した肥料等の名称、④使用量 | □ |  |
| 108. | 飼料添加物の適正使用を確認するために、サイレージなどの製造で使用した添加物について、以下のことを記録している。①使用日、②使用対象物、③使用した添加物の名称、④使用量 | □ |  |

※該当規定が確認できる資料を添付すること。